



# 石城郡は當分擧げて 演説會の天地と化する

## 各方面ともいふ……

普選第一次の火の如き叫び  
石城郡の縣議戦は愈々言論  
戦たけなはなつて来た、  
即ち今九日は入道野村に於  
ける古川候補の前後二回に  
亘る演説會及び井上候補の  
午前警崎村、午後内郷村に  
於ける

## 演説會

あり、更に  
十一日には鈴木候補の演説  
會が午後一時から好間村の  
好樂座に、また山崎候補は  
十二日午後一時から大浦小  
學校にて開かるゝ等矢張り  
早く催さるゝ演説會で各方

## 選舉運動に關する

### 實費給與の報酬額

#### 警保局長の私案を昨日發表

本縣の縣會議員選舉運動に  
關する實費給與額並に報酬  
額に就ては七日夜別宮警察  
部長は島倉檢事正並に政友  
民政兩派の支部幹事長と打  
合せ左の如く決定し八日發  
表された夫は警保局長の  
私案に準じたものである

△辨當料市部一食七十錢  
以内、郡部同五十錢以内  
△宿泊料一泊市部五圓郡  
部同四圓以内、但し茶代  
一圓茶葉五十錢右茶葉料  
郡市通じて一圓五十錢以  
内△車馬賃縣公認以内△  
報酬(縣廳事務員限る)  
一八二圓二圓五十錢以内

## 東京相撲延期

宮城  
山西の海一行東京大相撲は

## 前途を悲觀

### 稲作の 近來の低温から

石城郡地方の本年稲作は屢  
報の通り従來の天候氣温  
雨量等が適順だった為一般  
に樂觀され豊收を見越され  
て來たが本月に入りて氣温  
は俄に低下して前月中に比  
し十度以下の低温となつ  
て仕舞つたので本月二十頃  
迄は八十度前後を保たねば

完全なる結實は能はざる晩  
生ものに對し昨今頻に悲觀  
說出て本月初めまで豫想さ  
れてゐる豊作見込は此様な  
事情にて裏切られるに至ら  
ざるなきかと懸念され若し

## 僅か十七歳の少年が

### 裁判書記試験に合格

#### 門傳辯護士事務所の佐藤君

#### 大の男が驚く……

大の男でも容易にパスする  
事の出来ない裁判所書記試  
験を僅か十七歳の白面の少  
年がものゝ見事に合格した  
名前は佐藤正治君、平町播  
搦小路  
辯護士 門傳清吾氏  
事務所の事務見習である、  
佐藤君は宮城縣栗原郡清瀧  
村の生れで學歴としては小  
學校卒業のみであるが聰明  
な物ごと態度が門傳辯護士  
のメダナにかなつて「俺れ  
の膝元で仕上げで見やう」と  
云ふ事になり昨年九月同  
事務所の  
見習に 住み込み朝  
夕門傳辯護士の指導を受け  
る事になつたのであるが總  
べてにのみ込みが早く「並

## 受驗場

の少年ではない」と出入  
の者も驚くばかりであつた  
今度愈々恩師門傳氏に勵ま  
され滋賀膳所町にて執行さ  
れた裁判書記試験の受験者  
千數百名の老若に互して  
を置いたの、あるが約一割  
にのみ過ぎない合格者の中  
に佐藤君の名は燦然として  
光つて居たのである、佐藤  
君は語る「お恥しい次第で  
す是れも門傳先生のお蔭で  
一歳にならねば任官  
出來ぬ のですから  
夫れ迄に一層勉強する事に  
致します」と少年には珍ら  
しい落ち付き振りを示して  
語つた、



家の庭欄

## 微の汚點

微のシミは汗其他の汚れを  
その儘濕り氣のある場所に  
放つておくと出来る、時日

が經たないものであれば直  
ぐ抜けるが長く放つておく  
と容易に落ちにくくなる、  
微のシミのあるものを風通  
しのよい所に掛け乾か  
しブラッシュで拭き次に薄  
いアンモニア水で軽くふき  
その儘乾かせば宜ろしいま  
た新しい反物などに出る  
俗にホシと稱してゐる一種

## 夏井川工事

### 請負の入札

平町平土監督所では管内  
神谷村中神谷の河川堤防外  
道路橋梁四ヶ所工費總計一  
萬五千圓の入札を來る十日  
同所で行ふと

## 濱三郡木炭減少

通り三郡の木炭同業組合調  
による八月中の生産高は總  
俵數十一萬七百六十一俵に  
て内譯は石城四萬四千二百  
九十一俵双葉五萬三千七百  
九十一俵相馬一萬二千五百  
四十八俵となるが四月以降  
同月迄の生産總額は六十四  
萬五千三十六俵にて一ヶ月  
平均十二萬八千五百九十九俵  
に過ぎず本年度生産總數百  
八十萬俵即ち一ヶ月十五萬  
俵に比し現在にては未だ二  
萬俵強の生産減を示してゐ  
る

## 職業紹介現況

平町  
職業紹介所八月中の成績は  
案外平凡にて左の通りであ  
つた  
求職三十五人△求人三十  
三人△就職二十八人△紹  
介受付三十四人

## 選舉の心得

### 本縣警察部發表

(八)

○選舉運動の費用を精算  
して届出でねばならぬこ  
と

選舉事務局長は選舉期日が過  
ぎてから十四日以内に選舉  
運動の費用を精算し最初選  
舉事務長の選任の届出のあ  
つた警察署を経由して地方  
長官に届出でねばなりません  
ぬ。此の届出を怠り又は届  
出をした精算に偽りがあつ  
たときは犯罪になります  
○選舉運動の費用の帳簿

や、書類を保存せねばな  
らぬこと  
選舉運動の費用の帳簿や書  
類は精算の届出を爲した日  
から一年間保存せねばなり  
ませぬ。若し之を保存せず  
又は保存中の帳簿や書類に  
偽を書き込むと犯罪になり  
ます

○選舉運動の費用の帳簿  
や、書類の檢閲があるこ  
とを拒んでならぬこと  
選舉の期日の過ぎた後警察  
官吏から選舉運動の費用の  
帳簿や書類の提出を命ぜら  
れたときは之を拒んでなら  
ませぬ。若し其の帳簿や

書類を出さず其の檢査を拒  
み妨げ又は説明を求められ  
て應ぜないと犯罪になりま  
す

○選舉事務局長が辭任し又  
は解任せられたときは事務  
務の引繼をせねばならぬこ  
と  
選舉事務局長が辭任し又は解  
任せられたときは選舉運動  
の費用を計算して選舉事務  
所や選舉委員や選舉事務員  
等に關する事柄や其の他選  
舉運動に關する一切の事柄  
とともに後任の選舉事務長  
に對して事務の引繼を爲さ  
ねばなりません。若し後任  
の選舉事務長がない時は選

舉事務長の選任者である議  
員候補者又は推薦届出者に  
其の引繼を爲さねばならぬ  
こと。若し之に違反すると  
犯罪になります

○選舉事務局長が辭任する  
ときは議員候補者や選任  
者へ通知せねばならぬこ  
と  
選舉事務局長は自由に辭任す  
ることが出来ますが辭任す  
るときは必ず其のことを  
自分の選任者や議員候補者  
などに書面を以て通知せねば  
なりません

## 募集

### 文藝其他投稿

○選舉運動の費用を勝手  
に支出してはならぬこと  
選舉委員や選舉事務員は選  
舉事務長から書面に依る承  
諾を受けること選舉運動の費  
用を支出することが出来ま  
すが、此の承諾を受けずに  
は一切選舉運動の費用を支  
出すことは出来ませぬ、  
若し之に違反すると犯罪に  
なつて非常に重い罰を受け  
ます假令文書に依る承諾を  
受けて居ても其の承諾のあ  
つた範圍を越えて費用を支  
出すと犯罪は免がれませ  
ぬ